

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	自立支援協議会準備会
開 催 日 時	平成22年 5月28日（金）午後2時 ～ 2時40分
開 催 場 所	市民総合センター中会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：高齢・障害担当部長 小峯、障害福祉課主査 福永、同課主事 栗原、古川委員、薦田委員、高橋委員、永山委員、君島委員 欠席者：なし
議 題	はじめに 武蔵村山市高齢・障害担当部長あいさつ 議題1 前回会議録の確認について 議題2 武蔵村山市における自立支援協議会の設置に向けて(案)について 議題3 武蔵村山市障害者自立支援協議会設置要綱(案)について 議題4 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について： 前回会議録における文言等を確認した。 議題2について： 提出した報告書の微調整はありえるが、最終的な報告書案として了承された。 議題3について： 文言等の変更はありえるが、要綱案として了承された。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	(武蔵村山市高齢・障害担当部長) 本日は、公私ともにお忙しい中、第5回自立支援協議会準備会に、ご出席を賜りありがとうございます。 また、日ごろより、障害者福祉及び障害者行政全般におきまして、多大なるご理解とご協力を賜りありがとうございます。 さて、本準備会は武蔵村山市障害者地域自立支援協議会の円滑な設置及び運営を図るため、各関係の委員の方にお集まりいただき、地域の実状や特性に沿った、より具体的な検討を重ねていただきましたことに、御礼申し上げます。 については今回の第5回目が最後となり、お骨折りいただいた「武蔵村山市における障害者自立支援協議会の設置に向けて(案)」素案が、本日事務局から提示され、各委員からのご意見を踏まえ、事務局が調整したうえで委員の方にご配布されると伺っておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 最後になりますが、障害者自立支援協議会が相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場となるよう図ってまいりたいと考えておりますので、各委員の皆様方には準備会で大変お世話になったところでございますが、今後も今まで以上にご支援を賜りますようお願い申しあげまして、ご挨拶に代えさせていただきます。 議題2 武蔵村山市における自立支援協議会の設置に向けて(案)について (事務局) それでは、武蔵村山市における自立支援協議会の設置に向けて(案)の

説明をさせていただきます。

前回会議において、報告書を事務局が作成することとされたために本日報告書（案）を提示いたしました。

構成は全8章で構成されていまして、第1章「はじめに」から第8章「経過」までです。

まず、第1章の「はじめに」では本市の自立支援協議会について簡単にまとめてあります。

第2章の「自立支援協議会の目的と武蔵村山市自立支援協議会準備会の設置について」では自立支援協議会の機能及び本市の特性に応じた自立支援協議会とするための検討の必要性について記述しました。

第3章の「自立支援協議会の本市における役割とその名称について」では第2期障害福祉計画において掲げられている本市の課題と、自立支援協議会の普遍的な検討事項に記述し、両者を検討することを本市の自立支援協議会の目的とすることを結論付けました。

名称につきましては、自立支援協議会準備会によって検討した過程及び結果を記述しました。4つの名称案を上げましたが、その中で一番簡単な武蔵村山市自立支援協議会という名称に至った経過をまとめてあります。

第4章の「自立支援協議会の組織構成とその規定について」では自立支援協議会の組織について分析し、本市にとって必要な組織構成についてまとめました結果、定例会、専門部会、事務局による組織構成が妥当である旨を記述しております。追加する機関としては個別支援会議がありますが、組織としての位置付けはしておりません。

第5章の「自立支援協議会の構成員について」では各市町村の自立支援協議会においてどのような分野の方が構成員となっているか、調査した結果を踏まえて、本市においてどのような方を構成員とすべきか、その検討過程及び結果をまとめました。

具体的には保健医療関係者、教育関係者、行政関係者、社会福祉協議会関係者、障害当事者関係者、障害事業者関係者、雇用関係者、学識経験者、市民（公募委員）、これら9分野の方を委員にさせていただく考え方をとっています。

第6章の「おわりに」では事務局は現在障害福祉課が担うこととされていいますが、便宜、効率性を考えた上で指定相談支援事業者等に委託した方がより密度の高い協議、議論ができる場合はそのような組織に変更する可能性があることを明記してあります。

第7章に関しましては、事実関係のみの記載であります。準備会の皆様の名簿を添付しております。

第8章といたしましては「審議経過」として、審議の経過を記述しております。

この報告書案を加筆、修正しまして正式な報告書を作成することとなりますが、この報告書案に異議、訂正等がないか皆様のご意見を伺いまして調整を取りたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

（委員）

この内容で特に問題はないが、前回会議以降メンバーが明白になっている場合、進捗状況を教えていただきたい。

（事務局）

報告書案では具体的な団体名に関しては記述していません。

進捗状況は、先日市内の居宅介護事業所に関して先日、市内の4事業所

にお集まりいただき、サンシャインホームが受けていただけるということになりました。

なお、当事者団体には5月31日を期日として参加意向の調査をしています。現時点では心身障害者（児）親子の会フレンズ、武蔵村山市聴覚障害者協会、肢体不自由児者父母の会、村山アイの会、ころの会の5団体から希望の申出があります。

その他関係機関については今後アプローチをとりたいと思っています。

（委員）

わかりました。

（事務局）

その他、御意見はありますか。

（委員）

特になし。

（事務局）

事務局からのお伺いですが、市内居宅介護事業所4団体と話し合いを行った際、介護保険への移行等も踏まえて高齢者の介護事業者をメンバーに入れてはどうかとの意見もありましたが、そのことについてご意見を伺いたいと思います。

例えば、今回引き受けてもらえるサンシャインホームが高齢者のサービス提供も行っている事業所のため、あえて高齢者のサービス事業所等を加えなくてもよいのか、それとも別に高齢者サービスに特化したサービス事業所、団体等を加えるべきか、ということになりますがいかがでしょうか。

（委員）

他市ではメンバーに加えているのか？

（委員）

東京都レベルでは認知症に関する家族会等があるが、市内に認知症等を扱っている団体はあるのか？

（事務局）

市内にはそのような団体はないと思われます。

（委員）

重要な問題ではあるが、保健所や社会福祉協議会も高齢者と係わりがあり、今回の居宅介護事業所もケアマネージャー、高齢者との関わりがあるため、今回自立支援協議会に参加される方が障害者・高齢者のいずれをも代表するとしてもよいのではないかと。

（委員）

異議なし。

（事務局）

では、そのように調整させていただきます。

(委員)

内容に関しては分かりやすく、簡潔にまとめられているが、この報告書は市のホームページ以外でどのような場所で配布されるのか？

(事務局)

この報告書案は、市のホームページに掲載し、パブリックコメントをいただくことその他、障害者団体等に配布する必要があると思っています。

また、その際に御意見があった場合には報告書に反映させる予定であります。

(委員)

ホームページでの準備会に対するアクセス数はどの程度か。

(事務局)

残念ながら準備会に対するアクセス件数は把握できていません。ただ、当事者団体等からは問い合わせがあります。

羽村及び村山特別支援学校からも問い合わせがあり、経過報告をする予定です。

(委員)

見通しとして、いつ頃から立ち上げる予定か？

(事務局)

年度内、なるべく早めの立ち上げを予定しています。

パブリックコメントの関係、参加団体の調整等、不確定な部分があるため具体的な期日は決定していません。

(委員)

わかりました。

(事務局)

文言の微調整はありえるが、この内容で異議がなければ、これを基に再度調整を行った後、配布させていただくことでよろしいでしょうか？

(委員)

異議なし。

(事務局)

では、最終的なものは微調整を行った後に、再度配布させていただきます。

議題3 武蔵村山市障害者自立支援協議会設置要綱（案）について

(事務局)

それでは、議題3、武蔵村山市障害者自立支援協議会設置要綱（案）について説明させていただきます。

基本的には要綱案も報告書案に沿ったもので作成しています。

第1条に関しては設置として目的を書かせていただき、第2条の所掌事務に関しては報告書の目的と役割に合わせた点を簡条書きにさせていた

いただきました。

第 3 条の組織につきましては、準備会の皆様で協議していただいた団体等を列挙してあります。

第 4 条、第 5 条に関しては、他市の状況を参考に、最も一般的なものとして明記しております。

第 6 条に関しては、成立要件を列挙しています。

その他、委員以外の関係者についても必要な際には意見を求めることができるように規定を設けてあります。

第 7 条に関しては必要な専門部会を招集できることを明記してあります。

第 8 条は守秘義務についてです。

第 9 条に関しては、事務局は障害福祉課が行うことを明記してあります。以上です。

何かご質問、ご意見等がございますか？

(委員)

異議なし。

(事務局)

要綱に関しては、より適切な表現に修正されることがありますが、その点に関しましてはご了承ください。

(事務局)

要綱案につきましても、概ねご了承いただけるということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

議題 4 その他について

(事務局)

その他、ご質問、ご要望はございませんか。

(委員)

質問ですが、6 月 23 日の就労ネットワークの会議の際、手持ちの資料をコピーして他の関係機関に配布しても差し支えないか？

(事務局)

パブリックコメント等の関係もあるため、今後、調整を取らせていただいた後の配布にしていきたい。

(委員)

わかりました。

(事務局)

他に何もなければ、期日を決めて最終報告書をまとめて提出させていただきます。

また、外部からの問い合わせに対して説明は随時行う予定です。

長い間ありがとうございました。

	お疲れ様でした。
--	----------

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由	傍聴者： _____ 〇人
	()	

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____)
------------------	---

庶務担当課	健康福祉部	障害福祉課	(内線：642)
-------	-------	-------	----------

(日本工業規格A列4番)